

うるま市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月3日

うるま市長

中村 正人

うるま市規則第36号

うるま市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

うるま市営住宅条例施行規則（平成25年うるま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>(収入の申告及び収入超過者等の認定等) 第10条 [略]</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類で入居者又は同居者に関するものを添付しなければならない。<u>ただし、市長が公簿等により確認することができる場合は、添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、収入の申告は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>条例第15条第3項の規定により収入を認定した場合は、次項及び第6項に規定する場合を除き、収入認定通知書（様式第16号）により当該額を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p>9 市長は、<u>第7項の意見申出書を審査した結果、更正を認めたときは、収入認定更正決定通知書（様式第21号）により、更正を認めないときは、収入認定却下通知書（様式第22号）により当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>10 市長は、<u>第8項の収入再認定申請書を審査した結果、更正を認めたときは、収入</u></p>	<p>(収入の申告及び収入超過者等の認定等) 第10条 [略]</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類で入居者又は同居者に関するものを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 市長は、<u>条例第15条第3項の規定により収入を認定した場合は、次項及び第5項に規定する場合を除き、収入認定通知書（様式第16号）により当該額を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 市長は、<u>第6項の意見申出書を審査した結果、更正を認めたときは、収入認定更正決定通知書（様式第21号）により、更正を認めないときは、収入認定却下通知書（様式第22号）により当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>9 市長は、<u>第7項の収入再認定申請書を審査した結果、更正を認めたときは、収入再</u></p>

再認定通知書（様式第23号）により、更正を認めないときは、収入再認定却下通知書（様式第24号）により当該入居者に通知するものとする。

11 前項の決定に対する意見申出等については、第7項及び第9項を準用する。この場合において、様式第19号、様式第21号及び様式第22号中「収入認定」とあるのは「収入再認定」と読み替えるものとする。

認定通知書（様式第23号）により、更正を認めないときは、収入再認定却下通知書（様式第24号）により当該入居者に通知するものとする。

10 前項の決定に対する意見申出等については、第6項及び第8項を準用する。この場合において、様式第19号、様式第21号及び様式第22号中「収入認定」とあるのは「収入再認定」と読み替えるものとする。

備考

- 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
- 2 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。